

ふじのくに美しい森林づくり 緑の基金管理規程

第1章 総 則

(設 置)

第1条 静岡県森林組合連合会（以下「本会」という。）にふじのくに美しい森林づくり 緑の基金（以下「基金」という。）を置く。

(目 的)

第2条 この基金は、静岡県内で企業活動を行う事業者等が、人工林の育成に貢献するために自主的に拠出する協力金の活用を通じ、森林資源の保続、循環利用を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 基金は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人工林の育成に関する事業
- (2) その目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第4条 基金は、第7条で定める協力金の拠出者が、基金に組み入れることを指定した寄付財産及びその運用による果実をもって構成する。

(代表者)

第5条 基金に業務を総括する代表者1名を置くものとし、本会会長をもって充てるものとする。

(管理・運営委員会)

第6条 第3条の事業に関し必要な事項を定めるため、管理・運営委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、構成員は次の機関等に所属する役職員をもって充てる。

- (1) 公益社団法人静岡県林業会議所
- (2) 静岡県木材協同組合連合会
- (3) 静岡県山林種苗協同組合連合会
- (4) 静岡県森林認証推進協議会
- (5) 静岡県経済産業部森林・林業局

(協力金の拠出)

第7条 協力金の拠出に係る取り扱いは別に定める。

(事務局)

第8条 協力金を管理し、基金の事務を処理するため、本会総務課に事務局を置く。

2 事務局が行う事務は次のとおりとする。

- (1) 基金の活用及び事業計画に関する事務
- (2) 協力金の受け入れ、支出に関する事務
- (3) 協力金拠出者等への事業報告に関する事務
- (4) 委員会の開催に関する事務
- (5) その他協力金の管理等に必要な事務

第2章 管理・運営委員会

(委員会)

第9条 委員会に委員長を置き、公益社団法人静岡県林業会議所事務局長をもって充てる。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、代表者の承認を得るものとする。
 - (1) 基金の予算及び決算の審査に関する事項
 - (2) 協力金を拠出する個人又は事業者の顕彰
 - (3) その他、基金の管理・運営に関し必要な事項
- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 4 やむを得ない理由により、委員会に出席できない委員は、その代理人を出席させることができる。
- 5 委員会の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成し、委員長がこれに署名又は記名押印しなければならない。
- 7 委員には、報酬を支給しない。

第3章 会 計

(事業年度)

第10条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 規程の変更及び解散

(規程の変更)

第11条 この規程は、委員会において委員の三分の二以上の議決を経て、代表者の承認を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第12条 基金は、委員会において、委員の三分の二以上の議決を経て代表者の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、委員会の議決を経て代表者の承認を得たうえで処分する。

附 則

この規程は、令和元年12月13日から施行する。

この規程は、令和2年11月18日の委員会で議決を経て、代表者の承認をもって、同日より運用する。